

令和 6 年度

せ い と こ こ ろ え

生徒心得

いわき支援学校くぼた校

氏名

くぼた校での生活は集団生活を学ぶための
大切な時期です。

また、集団で生活するには、いろいろな決まりが
あります。決まりを守る習慣をつけることは、み
なさんが卒業し、社会に出てからとても大切な
ことです。

この生徒心得は、いわき支援学校くぼた校の
生徒としての自覚と誇りをもち、より充実した
学校生活が送られることを願い、そのための基準
を示したものです。

みなさん一人一人の自覚と責任をもって、こ
の心得をしっかりと守り、高校生活をより有意義な
ものにしましょう。

1 通学

(1) 交通規則や公共交通機関利用のルールを守り、安全に通学する。

(2) 歩きながらの携帯電話の使用や食べ歩きはしないなど、マナーを守る。

(3) 寄り道はせず、決められた時間・方法で通学する。

(4) 自転車通学は、許可願を提出し、認められた場合に限る。

(5) 登下校中に何かあった場合は、学校や家庭に連絡する。

2 学校生活

(1) 登校時刻は8時30分、下校時刻は15時35分とする。16時以降残る場合は、担任の先生に理由を伝え、下校方法や時刻を確認する。

(2) 先生（くぼた校、勿来高校）や、来客に対してはもちろんのこと、友達同士、勿来高校の生徒に対してもしっかりあいさつする。

(3) 5分前行動を心がける。

(4) 他人のロッカーや下駄箱は開けない。

(5) 水分補給のために、家庭から水筒（お茶、水、スポーツドリンク）を持ってくるのは良い。

(6) 校内の自動販売機の使用や弁当購入は、原則として認めない。

3 所持品

(1) 所持品には必ず名前を書き、なくさないようにする。

また自分の持ち物は責任をもって管理する。貴重品は担任の先生に渡して管理する。

※預けずに失くす、壊れてしまった場合は自分の責任になります。

(2) 必要のないお金や学習に関係のない物(雑誌、ゲーム機、お菓子、ミュージックプレイヤーなど)は持ってこない。

(3) 携帯電話を持つ場合は、「許可願」を提出し学校の許可を得る。また、校地内、駅のホーム、公共交通機関(バス、電車)での使用は禁止とする(※緊急時は除く)。校内でどうしても利用しなければならない場合は、担任の先生に伝える。許可願内のきまりを守れず何度も注意を受けた場合は、許可願を取り消す場合がある。

4 交友関係

(1) みんなと協力し学校生活を送る。

(2) 友達同士でも、正しい言葉づかいを心がける。

(3) 交際は、高校生としてのエチケット(距離、身体に触らない等)を守り、誤解のないようにする。

(4) 男女二人きりで人気のない場所には、いないようにする。

(5) 自分や友達の携帯番号、メールアドレスを他人に教えない。

じょう ともだち こじんじょうほう の
また、ネット上に友達の個人情報 を載せない。自分の個人情報 も
どうよう
同様である。

5 服装

【標準服】

(1) くぼた校が推奨する標準服の着用を基本とする。スカートの長

さは、短くしない。ワイシャツ、ネクタイ、ブラウスの着用が難し
い場合は担任の先生と相談し、白いポロシャツなどを着用しても良
い。

(2) 夏季は夏服を着用する。ネクタイ、リボンは着用しない(夏服
期間6月～9月)。また、夏服の上にベストを着用することは認めな
い。ただし、気温や体調に合わせて、カーディガン(黒・紺・茶・
グレー)を着用してもよい。

(3) 肌着は白や無地などの目立たないものとする。

【運動着】

(1) Tシャツ、ジャージ(上下)、ハーフパンツは、くぼた校指定
のものとする。

(2) Tシャツに関しては、くぼた校指定のTシャツまたは、無地の紺色の
ものを認める。

【ベルト】

(1) 色、柄とも派手でないものとする。

ぼうかんぎ
【防寒着】

(1) 防寒着は、できるだけ黒、紺、茶、グレー、白などとし高校生とし
てふさわしい物を着用する。

(2) ブレザーや運動着の中に、防寒着を着る場合は、色が目立たないものとする。

(3) 手袋やマフラー、ネックウォーマーは、黒、紺、茶、白、グレーなどの派手でないものとする。校内では着用しない。

くつした
【靴下】

(1) 黒または紺、白とする。入学式、卒業式などの儀式的行事の際は、
黒または紺が望ましい。

(2) ストッキングまたはタイツは、黒または肌色系で、無地とする。
儀式的行事の際は、黒とする。

かとうしよう
【ひざ掛け等の使用】

とうききかん
冬季期間（1月～3月）のひざ掛け等の使用について、使用方法及び禁
止事項は下記のとおりとする。

しょうほうほう
使用方法

- 教室（特別教室も含む）でのみ、使用する。
- 体育の授業では使用禁止とする。
- くぼた校集会、儀式的行事（卒業式、終業式、始業式、修了式等）では使用しない。

いす すわ さい か しよう
・椅子に座る際は、ひざに掛けで使用する。

きょうしついどう さい も ある
・教室移動の際は、たたんで持ち歩く。

しよう とき か
・使用しない時、ひざ掛けはロッカーにしまっておく。

きんしじこう
禁止事項

かた あたま
・肩にかけたり、頭からかぶったりする。

ある さい こし ま
・歩く際に腰に巻く。

た ほんらい ただ しようとほうほういがい つか かた
・その他、本来の正しい使用方法以外の使い方をする。

【その他】

(1) とうこうぐつ うわば とく してい いろ がら
登校靴、上履き、バッグなどは、特に指定はないが、色、柄とも

は で
派手でないものとする。

(2) かみ け ちか いろ かざ
ヘアゴムはできるだけ髪の毛に近い色とし、飾りのついたものは

きんし
禁止とする。

(3) せんばつ けしょう きんし
パーマ、マニキュア、染髪、化粧は禁止とする。

ひつよういじょう せいはつりょう しよう きんし
必要以上の整髪料の使用は禁止とする。

(5) じゅぎょう ないよう ふくそう かみ け み ふく
授業の内容にあわせた服装(髪の毛などの身だしなみも含む)

こころ
を心がけること。

6 校外生活

- (1) 外出する場合は、行き先を必ず家の人に伝え、身分証明書を持っていく。
- (2) 外出は、18時までとする。保護者と一緒にあれば18時を過ぎてもかまわない。
- (3) 家の人と一緒にのとき以外は、外泊は禁止とする。

7 アルバイトについて

- (1) アルバイトは原則禁止とする。ただし、アルバイトの実施を希望する場合は、「くぼた校アルバイト規定」によるものとする。
- (2) 金銭的な理由によるアルバイトの実施は認めない。

8 運転免許証について

- (1) 運転免許証の取得は、原則禁止とする。ただし、就職内定後、下記の場合に限り認められる場合がある。
- 高等部3年生で、進路先(企業)が内定し、学校生活において良好である者。
- 就職等の理由で、卒業後に運転免許証が必要と認められる者。
- 免許取得にあたり、家庭の十分な協力と監督が得られる者。
- 生活グループ、担任、学年主任で承認された後、分校長の面談を実施し、許可を受けた者。

(2) 運転免許証を取得する場合は、「自動車学校入校許可願」と誓約書

を提出し、学校長の許可を得る。許可を得られた場合に限り「自動車学校入校許可証」を発行する。

(3) 運転免許証を取得した際は、速やかに学校に報告する。

(4) 運転免許証を取得できても、本校在籍中は運転をしないこととする。また、運転免許証は卒業するまで保護者に預け、保管してもらうようとする。

(5) 他校生の生徒の運転する自動車やバイクには同乗しない。

9 特別な指導

社会のルールや学校の決まりを守れなかつた場合は、
特別な指導を行うことがある。